

石川県環境負荷低減事業活動実施計画認定要領
(石川県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画の認定実施要領)
制 定 令和5年3月30日生流第1847号
改 正 令和7年3月31日生振第1413号

(目的)

第1条 この要領は、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」(令和4年法律第37号。以下「法」という。)に基づき、「環境負荷低減事業活動実施計画」又は「特定環境負荷低減事業活動実施計画」(以下「実施計画等」という。)の認定について、法、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則」(令和4年農林水産省令第42号。以下「規則」という。)、「環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針」(農林水産省告示第1412号。以下「基本方針」という。)、「環境負荷低減事業活動の促進等に関するガイドライン」(4環バ第161号。以下「ガイドライン」という。)及び「石川県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画」(以下「県基本計画」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(実施計画等)

第2条 実施計画等に記載する環境負荷低減事業活動は、別紙の要件に適合したものとする。

(認定申請)

第3条 実施計画等の認定を受けようとする者は、実施計画等(別記様式第1号又は別記様式第1-2号)及び実施計画等に係る認定申請書(別記様式第2号又は別記様式第2-2号)に必要事項を記載し、管轄する農林総合事務所長に提出する。農林総合事務所長は、書類内容を確認し、適正と認めた場合には知事に提出する。なお、団体で申請を行う場合、各構成員の記載事項について参考様式又はそれに準じた様式に取りまとめることができるものとする。

2 認定申請書の受付期間は、次のとおりとする。

- (1) 第1回申請 2~4月
- (2) 第2回申請 5~7月
- (3) 第3回申請 8~10月
- (4) 第4回申請 11~1月

3 農業改良資金又は畜産経営環境調和推進資金の貸付けを含む実施計画等の

認定を受けようとする者は、あらかじめ株式会社日本政策金融公庫へ相談を行うよう努めるものとする。

- 4 法第 28 条の規定により、農地法の特例を含む特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けようとする者は、あらかじめ管轄の農業委員会へ相談を行うよう努めるものとする。

(認定)

第 4 条 知事は、申請された実施計画等について、関係各課において適正と認めた場合には、別記様式第 3 号により市町長と協議し、その同意を得ることとする。実施計画等に法第 19 条第 6 項、法第 21 条第 6 項又は法第 21 条第 12 項及び第 16 項に関する事項が含まれる場合、別記様式 3-2 号により市町長と、別記様式 14 号、14-2 号又は 14-3 号により北陸農政局長とそれぞれ協議し、その同意を得ることとする。

- 2 認定に際しては、申請者に対し、農林総合事務所を経由して認定通知書（別記様式第 4 号又は別記様式第 4-2 号）を交付することとする。
- 3 なお、認定を受けた者のうち、化学肥料および化学農薬の 3 割以上の低減に取り組む個人及び法人の呼称は「エコ農業者」、団体の呼称は「エコ農業推進団体」とし、農林総合事務所を経由して認定証（別記様式第 5 号）を交付する。
- 4 知事は、特定環境負荷低減事業活動実施計画を認定した場合、別記様式 15 号により市町長へ通知し、法第 21 条第 6 項第 1 号又は第 3 号に関する事項が含まれる特定環境負荷低減事業活動実施計画実施計画等を認定した場合、別記様式第 16 号により北陸農政局長に通知する。
- 5 認定の時期は次のとおりとする。
- (1) 第 1 回申請 7 月（第 1 回認定）
(2) 第 2 回申請 10 月（第 2 回認定）
(3) 第 3 回申請 1 月（第 3 回認定）
(4) 第 4 回申請 3 月（第 4 回認定）
- 6 なお、認定しなかった場合においては、別記様式第 6 号により、認定しない理由を明らかにした上で、申請者に対し、農林総合事務所を経由してその旨を通知するものとする。
- 7 認定の期間は、認定日から 5 年後の目標年度末までとする。

(実施計画等の再認定)

第 5 条 実施計画等の再認定を受けようとする者は、第 3 条から第 4 条の規定を準用するとともに、次の規定により認定を受けることができる。

- 2 再認定前の実施計画等に対する目標が達成されていない場合にあっても、

第3条の規定に合致していれば、再度、従前の実施計画等と同様の計画を再認定の対象とすることができます。その際、農林総合事務所は、未達成の原因を分析すると共に、必要に応じてヒアリングを行うなど実施計画等を十分検討する。

(実施計画等の変更)

第6条 認定を受けた者が当該認定に係る実施計画等を変更しようとするときは、第3条の手続きに準じて変更申請書（別記様式第7号）を、農林総合事務所を経由して、知事に提出するものとする。なお、変更申請書には、規則第9条の規定に基づき、変更後の実施計画等及び変更前の実施計画等の実施状況報告書（別記様式第8号）その他必要な書類を添付するものとする。

2 認定を受けた者が認定計画の軽微な変更をしようとするときは別記様式第9号により、農林総合事務所を経由して、知事へ届け出るものとする。なお、軽微な変更は次に掲げるものとする。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の変更
- (2) 環境負荷低減事業活動の実施期間の6か月以内の変更
- (3) 環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資金の額及びその調達方法の変更であって、当該資金の額について10%未満の増減を伴うもの
- (4) (3)に掲げるもののほか、その他の認定実施計画等の内容の実質的な変更を伴わないと知事が認める変更
- (5) 認定実施計画等の変更の認定に係る手続きは、第3条及び第4条に準ずる。

(認定の取消し)

第7条 知事は、認定農林漁業者が認定実施計画等に従って環境負荷低減事業活動を行っていないと認められるときは、法第20条第3項の規定に基づき、その認定を取り消すことができる。

- 2 認定を取り消したときは、認定取消通知書（別記様式第10号）により、農林総合事務所を経由して通知する。
- 3 認定農林漁業者は、農業経営の継承及び離農等により、第5に規定する認定基準を満たさなくなった場合は、別記様式第11号による取消申出書を農林総合事務所を経由して知事に提出するものとする。
- 4 認定農林漁業者の死亡及び失踪等の理由により、本人による取消の申出が困難な場合は、家族からの代理の申出を認めることとし、家族からの代理の申

出も困難な場合は農林総合事務所による代理の届出を認めることとする。

- 5 知事は、認定を取り消したときは、農林総合事務所を経由し、別記様式第10号によりに通知するものとする。
- 6 認定の取消申出に係る手続きは、第3条及び第4条に準ずる。
- 7 実施計画等の認定を取り消された者が、農業改良資金等（法第23条から第27条までにおいて法第26条に規定する認定農林漁業者に対して貸付の特例を講ずることとしている資金をいう。）を、当該認定を取り消された実施計画等の達成に必要な資金として借り入れている場合、当該認定を取り消された者は、融資機関に当該借入金に係る実施計画等の認定が取り消されたことを報告すること。
- 8 知事は、実施計画等の目標年度に至り、かつ、第6条の実施計画等の再認定の申請を行っていない認定農林漁業者に対し、第3条に規定する各認定申請時期の前日までに、別記様式第12号により農林総合事務所を経由して通知することとする。

（実施状況の報告）

- 第8条 認定農林漁業者は、毎年3月末日までに、別記様式第13号による実施状況報告書を農林総合事務所を経由して知事に提出するものとする。
- 2 知事は、実施状況報告書の内容を確認の上、毎年7月31日までに、ガイドラインの別記様式第7号にとりまとめ、北陸農政局に報告するものとする。

（石川県エコ農産物の表示）

- 第9条 エコ農業者、エコ農業推進団体は、農産物にエコ農産物マークの表示をするときは「石川県エコ農産物表示要領」（令和5年3月30日生流第1847号）に基づいて知事の許可を受けなければならない。

（農業者等に対する指導・助言）

- 第10条 申請者の実施計画等の作成に当たっては、農林総合事務所は指導・助言を行うものとする。
- 2 申請者の実施計画等の実施に当たっては、計画が達成できるよう、農林総合事務所は指導・助言に努めるものとする。

（その他）

- 第11条 その他必要な事項については、県が定めるものとする。
- 2 旧持続農業法に基づく持続性の高い農業生産方式の導入に関する実施要領

（平成 12 年 3 月制定）は廃止する。なお、持続性の高い農業生産方式の導入に関する実施要領に基づき計画認定された者は、その計画の目標年度まで認定が継続するものとする。

3 石川県エコ農業推進団体認定要領（平成 24 年 7 月制定）は廃止する。なお、石川県エコ農業推進団体認定要領に基づき認定を受けたエコ農業推進団体の認定期間は令和 9 年度末までとする。

附則

この要領は、令和 5 年 3 月 30 日から施行する

附則

この要領は、令和 7 年 3 月 31 日から施行する

石川県環境負荷低減事業活動実施計画等の認定に係る要件について

1 申請者

- ・本県内で環境負荷低減事業活動を行う農林漁業者又はその農林漁業者を構成員とする団体であること
- ・特定環境負荷低減事業活動実施計画においては、県基本計画2（3）に規定する区域において、同項の事業活動を行う農林漁業者又はその農林漁業者を構成員とする団体であること

2 環境負荷低減事業活動

- ・農林漁業者が行う、県基本計画2（2）に掲げるいずれかの事業活動であること
 - ア 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用削減の取組を一体的に行う事業活動（1号活動）
なお、県は、たい肥等の施用技術や化学肥料低減技術、化学農薬低減技術等を内容とする「持続性の高い農業生産方式の導入指針」を策定し、認定の参考として活用する。
 - イ 温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動（2号活動）
 - ウ 別途農林水産大臣が定める環境負荷低減事業活動（3号活動）
- ・特定環境負荷低減事業活動実施計画においては、県基本計画別記に規定する区域において行う、同項の事業活動であること

3 実施期間

- ・環境負荷低減事業活動等の実施期間は認定予定月から5年後の年度末とすること。

4 取組内容及び目標

- ・目標及び環境負荷低減事業活動の内容が、具体的かつ環境負荷の低減への寄与の観点から明確であって、県基本計画の内容と整合的であること。また、目標が実現可能なものであること。
- ・なお、環境負荷低減事業活動の1号活動に取り組む場合は、「持続性の高い農業生産方式の導入指針」において慣行レベルが設定された農作物であり、化学肥料及び化学農薬の使用量を3割以上削減すること。

5 環境負荷低減事業活動の取組規模

- ・経営規模又は、取組品目の作付面積の概ね2分の1以上で環境負荷低減事業

活動に取り組むなど、農林漁業者の経営状況等に照らして当該事業活動に相当程度取り組む見込みであること。

- ・特定環境負荷低減事業活動においては、上記に加えて、2戸以上の共同又は地域の実態に照らして相当程度の規模で行うこと。

6 経営の持続性

- ・環境負荷低減事業活動に伴う生産コストの増大への対処、農産物の付加価値の向上等、農業による所得の維持又は向上を図ること。

7 実施体制

- ・環境負荷低減事業活動の実施について、事業者の体制や役割分担、関係者との連携状況等が適切に設定されていること。
- ・特定環境負荷低減事業活動実施計画においては、上記に加えて、生産又は流通・販売の方式の共通化及び地域における環境負荷低減事業活動の普及拡大について適切に設定されており、実施状況及び成果を把握・評価できる体制となっていること。

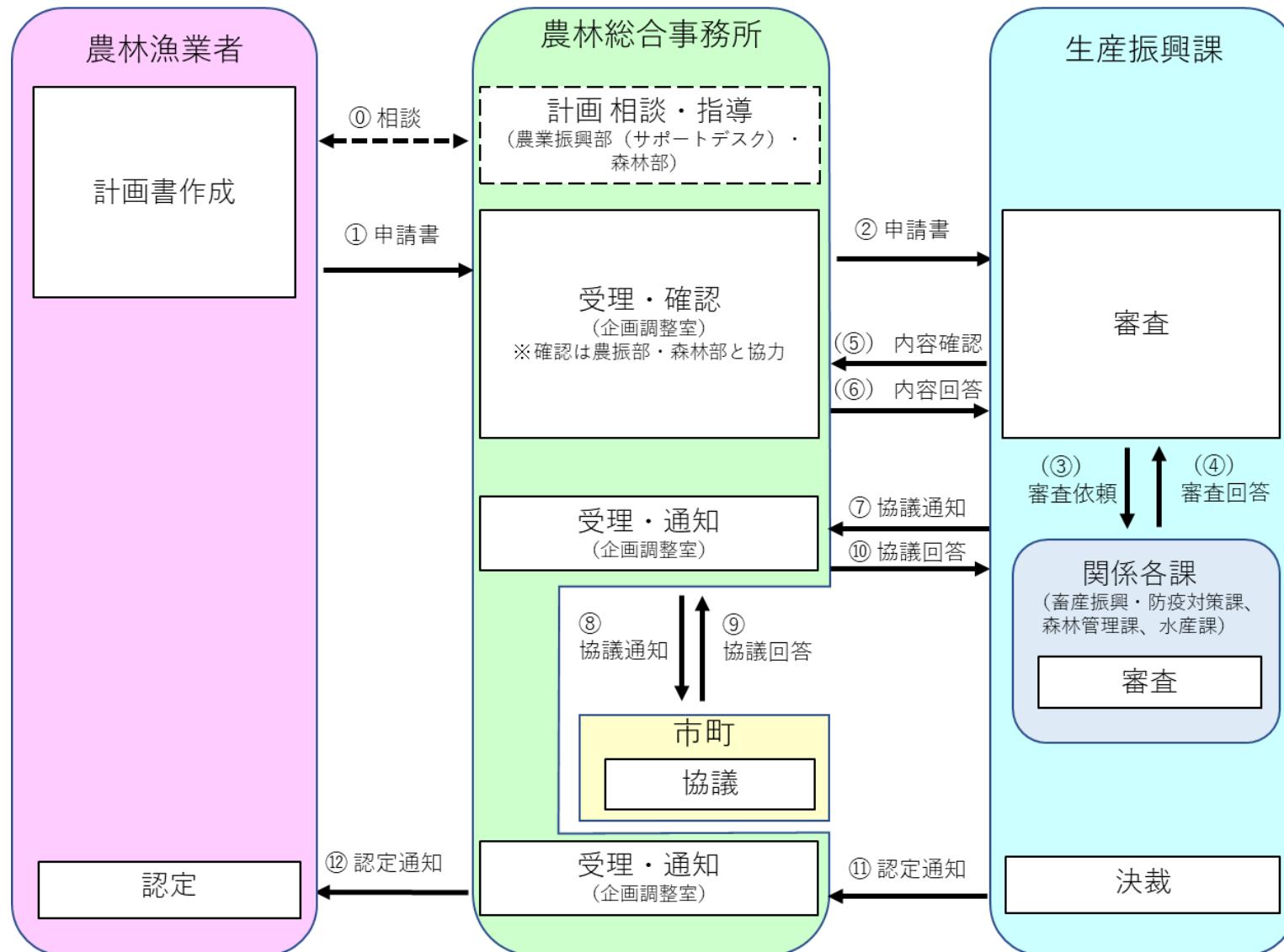
8 設備等の導入及び資金の調達

- ・設備等を導入する場合、目標及び環境負荷低減事業活動の内容と整合のとれた種類及び規模となっており、環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資金の額及び調達方法について適切に設定されていること。

9 その他

- ・団体で申請を行う場合、構成員である全ての農林漁業者について上記すべての要件を満たしていること
- ・土づくり、化学肥料・化学農薬の使用削減の取組を一体的に行う事業活動（特定環境負荷低減事業活動における有機農業を含む）の場合、土壤診断結果を添付すること。
- ・環境負荷低減事業活動の実施により低減が見込まれる環境負荷以外の種類の環境負荷を著しく増大させるなど、認定にふさわしくない特段の事情がないこと。
- ・特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定特例措置に関する事項が含まれる場合、添付資料が整備されていること

(参考) 認定に係る申請フロー



※再認定申請、計画変更、軽微な変更、取消申出については、認定申請に準じる